

ように加え、同条第三項を削る。

この場合において、その額は、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を百分の二十五を超えてはならない。

第十条第三項中「のうち二人まで」を削り、「それぞれ」を「一人につき」に改め、「、その他の扶養親族については一人につき五千円」を削る。

第二十三条の二第二項中「百分の十」を「百分の五」に、「百分の八」を「百分の四」に改める。

第二十三条の三第二項中「百分の十」を「百分の五」に、「百分の六」を「百分の三」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号)附則第七項から第九項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてこの条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(次項及び附則第四項において「改正後の条例」という。)第九条第二項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間は、同項中「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「当該職員の給料月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号)附則第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(定時制通信教育手当に関する経過措置)

3 平成二十年三月三十一日までの間における改正後の条例第二十三条の二第二項の規定の適用については、同項中「百分の五」とあるのは「百分の七」と、「百分の四」とあるのは「百分の五」とする。

(産業教育手当に関する経過措置)

4 平成二十年三月三十一日までの間における改正後の条例第二十三条の三第二項の規定の適用については、同項中「百分の五」とあるのは「百分の七」と、「百分の三」とあるのは「百分の四」とする。

(人事委員会規則への委任)

5 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

6 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第十項中「、第九条第二項及び第三項」を削り、「並びに」を「及び」に、「給与条例第九条第二項及び第三項、」を「給与条例」に改める。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第七号

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与および旅費に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「の区分に従い」を「に掲げる区分に応じ、」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号中「百分の八十」を「百分の七十」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十五」に改め、同項第三号中「百分の四十」を「百分の三十五」に改め、同条第五項中「退職手当は」を「退職手当は、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第八号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 麻薬取締業務手当

第二条中第九号を削り、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 公害防止業務手当

第二条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号から第二十八号

までを二号ずつ繰り上げる。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(麻薬取締業務手当)

第九条 麻薬取締業務手当は、麻薬取締員である職員が麻薬の取締りに関する業務のうち特に困難なものとして人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき八百五十円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。

3 職員が正規の勤務時間以外の時間に第一項の業務に従事した場合の同項の手当の額は、前項の規定による額に百五十円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

第十一条を削り、第十一条の二を第十一条とする。

第十二条の見出しを「(公害防止業務手当)」に改め、同条第一項を次のように改める。

公害防止業務手当は、人事委員会規則で定める公署に勤務する職員が公害の防止に関する法令の規定に基づき工場若しくは事業場において行うばい煙、汚水若しくは悪臭の調査若しくは検査の業務又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十九条第一項の規定による立入検査の業務のうち人事委員会規則で定める業務に従事したときに支給する。

第十四条を削る。

第十五条第一項第一号中「第十二条第一項第二号」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条を削り、第十七条を第十五条とし、第十八条を削り、第十九条を第十六条とし、第二十条から第二十二条までを三条ずつ繰り上げ、第二十三条を削り、第二十四条を第二十条とし、第二十五条を削り、第二十六条を第二十一条とし、第二十七条を第二十二条とし、第二十八条を第二十三条とし、第二十九条を削り、第三十条を第二十四条とし、第三十一条を第二十五条とする。

第三十二条第一項中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め、同条を第二十六条とする。

第三十三条第一項中「(第十三号に掲げる作業にあつては、管理職手当の支給を受ける職員を除く。)」を削り、「第九号から第十二号まで及び第十五号から第十八号」を「第八号から第十一号まで及び第十四号から第十七号」に改め、同項第一号中「若しくは護送等」を削り、同項第二号中「指紋、手口又は写真等を利用する」を削り、同項第四号及び第五号を次のように改める。

四 交通捜査等作業

五 交通整理等作業

第三十三条第一項第七号を次のように改める。

七 被疑者等留置作業

第三十三条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第八号までに掲げる作業に係る手当の額は勤務一月につき一万三百円を超えない範囲内で、同項第九号、第十号、第十五号、第十七号及び第十八号」を「第九号まで、第十四号、第十六号及び第十七号」に改め、「一日につき」の下に「千六百四十円を超えない範囲内で」を加え、「同項第十一号から第十三号まで及び第十六号」を「同項第十号から第十二号まで及び第十五号」に改め、「一回につき」の下に「四千六百円を超えない範囲内で」を加え、「同項第十四号」を「同項第十三号」に、「それぞれ四千六百円」を「三千二百円」に改め、同条を第二十七条とし、第三十四条から第三十六条までを六条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
 - (一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
 - 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号)の一部を次のように改正する。
- 附則第十一項の表中「第十七条第二項」を「第十五条第二項」に、「第二十四条第二項」を「第二十条第二項」に改める。

秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例及び秋田県退職年金等および退職一時金等の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第九号

秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例及び秋田県退職年金等および退職一時金等の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例の一部を改正する条例

(秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部改正)

第一条 秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例(昭和三十二年秋田県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「の各号」を削り、同項第一号中「、出納長及び吏員」を「及び吏員(地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)による改正前の地方自治法第七十二条第一項に規定する吏員をいう。以下この項及び附則第一項において同じ。)」に改め、同項第七号中「吏員相当職員」を「吏員に相当するもの」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「教育委員会の」を削り、「同委員会」を「教育委員会」に、

「教育研究所、県立教員保養所及び秋田県青年の家」を「旧教育研究所、旧県立教員保養所及び旧秋田県青年の家」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「同委員」を「監査委員」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「並びに同委員会事務局」を「及び人事委員会の事務局」に、「及び吏員相当職員」を「その他の吏員に相当する職員」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「議会事務局」を「議会の事務局」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 地方自治法の一部を改正する法律による改正前の地方自治法第六十八條第一項に規定する出納長

第二条第五項中「前項第六号」を「前項第七号」に改め、「の各号」を削り、同項第二号中「盲学校」の下に「(学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)による改正前の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する盲学校をいう。次項及び第六十八條の四第一号において同じ。)」を、「聾学校」の下に「(学校教育法等の一部を改正する法律による改正前の学校教育法第一条に規定する聾学校をいう。次項及び第六十八條の四第一号において同じ。)」を加える。

(秋田県退職年金等および退職一時金等の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例の一部改正)

第二条 秋田県退職年金等および退職一時金等の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例(昭和三十三年秋田県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号中「、出納長及び」を「及び吏員(地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)による改正前の)」に、「吏員」を「吏員をいう。」に、「「吏員」という」を「同じ」に改め、同項第八号(一)中「、助教授」を削り、同号(二)中「、小学校、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は小学校」に改め、同項第二十号を第二十三号とし、第十六号から第十九号までを三号ずつ繰り下げ、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

十七 学校教育法の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十三号)による改正前の学校教育法第五十八條に規定する助教授

十八 学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の校長、教諭及び養護教諭

第一条第三項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 地方自治法の一部を改正する法律による改正前の地方自治法第六十八條第一項に規定する出納長

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

秋田県統計調査条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県条例第十号

秋田県統計調査条例の一部を改正する条例

秋田県統計調査条例（昭和二十五年秋田県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「前条に基づく」を削り、同条第二項中「能力」を「行為能力」に、「本人に」を「本人に」に、「申告する」を「申告をする」に改める。

第五条中「人又は」を「人若しくは」に改め、「（別記様式）」を削る。

第九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「申告せず」を「申告をせず」に改め、同条を第十条とし、第八条の前の見出しを削り、同条を第九条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付し、第七条の次に次の一条を加える。

（規則への委任）

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別記様式を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県障害者自立支援臨時対策基金条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県条例第十一号

秋田県障害者自立支援臨時対策基金条例

（設置）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の円滑な施行を図るために必要な緊急かつ臨時的な事業に充てる資金として、秋田県障害者自立支援臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県知事 寺 田 典 城